

監査報告書

2014年6月10日

公益財団法人 横浜勤労者福祉協会

理事長 雅倉 孝道 殿

監事 筒井 完治



監事 大河原貞人



監事 菅原 勝雄



監事 関 孝



私たち監事は、当協会の2013年4月1日から2014年3月31日までの2013年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、関係法令および定款の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私たち監事は、理事会・評議員会に出席して、理事等からその職務の執行について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、また事業報告を求めました。

また、うしおだ診療所（2013年7月25日）、清水ヶ丘セツルメント診療所（2013年9月12日）、梶山診療所（2013年9月26日）、法人上半期（2013年10月31日）、汐田総合病院（2013年11月25日）、みどり野診療所（2013年12月12日）、うしおだ老健やすらぎ（2014年1月24日）、うしおだ在宅クリニック（2014年1月24日）および法人年度決算（2014年5月29日）の、業務および財産の状況を実地に調査し、監査を行いました。

以上の方針によって、当該事業年度にかかる事業報告およびその付属明細書を監査しました。

また、2013年度上半期決算にかかる会計帳簿等と計算書類を監査し（2013年10月31日）、さらには会計監査人から、監査計画及びその実施状況並びに監査手続き等の報告を受けるとともに、会計監査人の監査に同席し、年度決算にかかる貸借対照表および損益計算書、その他の計算書類を調査しました。その結果、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行っていることを確かめました。

以上の方針によって、当該年度にかかる計算書類及びその付属明細書並びに財産目録を監査しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する理事会決議およびその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

(2) 計算書類およびその付属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人である公認会計士木村隆一氏および高橋哲雄氏ならびに大神行徳氏の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上